平成２５年（フ）第３５４号
愛知県岡崎市欠町字下口31番地１
破産者　有限会社ブレインズ・マネジメント
１　決定年月日　平成26年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４０２号
愛知県刈谷市日高町２丁目110番地
破産者　株式会社コレクション
１　決定年月日　平成26年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
兵庫県尼崎市神田中通６丁目220番地
破産者　株式会社プースカフェスタイル
１　決定年月日　平成26年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１９号
山口県防府市八王子１丁目１番21号
破産者　有限会社山陽楼
１　決定年月日　平成26年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第６０号
山形県鶴岡市菅野代丙42番地
破産者　本間　茂治
１　決定年月日　平成26年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第１００号
神奈川県足柄上郡大井町金子1475番地２
破産者　石川　忠弘
１　決定年月日　平成26年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５５７４号
大阪市城東区関目６丁目６番24―1401号
破産者　波々伯部明雄
１　決定年月日　平成26年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２１６号
大阪府阪南市箱の浦531番地の25
破産者　清水　賢一
１　決定年月日　平成26年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２９号
奈良県北葛城郡広陵町大字三吉60番地１
破産者　出井逸男靴下こと　出井　逸男
１　決定年月日　平成26年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２０５号
札幌市厚別区厚別中央１条２丁目６番15―205号
破産者　小林　輝人
１　決定年月日　平成26年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５７５号
北海道古平郡古平町大字本町40番地
破産者　藤田　さき
１　決定年月日　平成26年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９号
秋田県横手市大森町八沢木字坂ノ下85番地１
破産者　菊池　和彦
１　決定年月日　平成26年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第１７号
秋田県横手市十文字町鼎字牡丹野18番地１
破産者　土田沙也佳
１　決定年月日　平成26年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第１３０号
山形県南陽市椚塚551番地の６
破産者　退田　昭二
１　決定年月日　平成26年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第３６９号
さいたま市見沼区東大宮６丁目25番地７
ファーストヒルズ202
破産者　中尾　雄一
１　決定年月日　平成26年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５０号
埼玉県東松山市大字大谷4160―２　医療法人緑光会東松山病院内、住民票上の住所埼玉県東松山市神明町１丁目14番25号　昭和コーポ第３―202号
破産者　池田　理佳（旧姓町田）
１　決定年月日　平成26年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第４２１号
横浜市港北区新吉田東２丁目７番１―404号
破産者　岡崎　　智
１　決定年月日　平成26年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５５号
福井県坂井市丸岡町南今市401番地
破産者　髙津　保憲
１　決定年月日　平成26年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９６号
名古屋市南区大堀町４番25号　ドール大堀405号
破産者　上野　正人
１　決定年月日　平成26年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３７２号
大阪府岸和田市戎町９番15号
破産者　イケ工務店こと　池田　修一
１　決定年月日　平成26年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係